

千葉県環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（案）に関する 意見募集結果について

1 概要

県では、千葉県環境保全条例による県独自の排水規制を行っており、「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」については暫定排水基準を設定している。

現行の暫定排水基準の適用期限を令和元年10月31日に迎えることを受け、県では千葉県環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（案）について、以下のとおり意見募集を行った。

(1) 意見募集期間

令和4年6月23日（木）～令和4年7月22日（金）

(2) 告示方法

千葉県ホームページ及び県等の窓口での閲覧

(3) 意見提出方法

電子メール、郵送又はファックス

2 意見の提出状況

意見の提出はありませんでした。